

学 则

東奥保育・福祉専門学院

学 則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本校は児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日 法律第 164 号）第 18 条の 4 に規定する保育士、学校教育法（昭和 22 年 3 月 31 日 法律第 26 号）第 27 条に規定する幼稚園教諭を養成することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本校は東奥保育・福祉専門学院という。

(位置)

第 3 条 本校を青森市勝田二丁目 13 番地 3 におく。

(課程・学科及び学生定員)

第 4 条 本校の課程・学科及び入学定員は次のとおりとする。

課 程	学 科	入学定員	総定員
保育士・幼稚園教員養成専門課程	保 育 科	50 名	100 名

(修業年限)

第 5 条 本校の修業年限は 2 年とする。但し 4 年をこえて在学することはできない。

(学年・学期)

第 6 条 学年は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

2 学年を分けて次の 2 学期とする。

前 期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後 期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 7 条 休業日は次のとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律に規定する休日

二 日曜日

三 土曜日

四 創立記念日 4 月 26 日

五 学年始、夏季、冬季、学年末等における休業日については、1 年を通じて 12 週間以内で学院長が定める。

2 学院長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の休業日を

授業日とし、又は授業日を休業日とすることができる。

3 非常変災その他急迫の事情があるときには臨時に授業を行わないことがある。

第2章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第8条 本校の教育課程は次のとおりとする。

保 育 科 (別表)

(履修方法)

第9条 本校の保育士・幼稚園教員養成専門課程を修了するためには2年以上在学し、第8条第1号に定める教育課程について、次の各号に定めるところにより62単位以上修得しなければならない。

- 一 教養科目については、保健体育講義1単位実技1単位及びその他の科目6単位以上
- 二 教養科目以外の科目については54単位以上

第10条 保育士資格を得ようとする者は、第9条第1項に定めるところによるほか、児童福祉法施行規則第6条の2第3項の規定により、厚生労働大臣の定める修業科目及び単位を修得しなければならない。

2 幼稚園教諭2種免許の授与を受ける所要資格を得ようとする者は第9条第1項に定めるところによるほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定めるところにより所定の単位を修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第11条 前条に規定する授業科目に対する単位数は、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成し、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。
- 三 芸術等の分野における個人指導による実技の授業については別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 四 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学習の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学習等を考慮して単位数を定める。

第12条 第9条に規定する単位に相当する授業時間数は学年・学期・週に按配して学院長が時間割を定める。

第3章 学習の評価及び課程修了の認定

(学習の評価)

第13条 単位は試験(論文を含む)の成績・平素の学習状況・出席状況等を総合評価して合格した者に与える。

2 前項の出席状況については、出席時間数が授業時間数の5分の4以上なければならない。

(課程修了)

第14条 課程修了の認定は第9条に規定する履修方法により、単位を修得した者について教員会の議を経て行う。

(卒業)

第15条 学院長は2年以上在学し、所定の単位数を修得した者については卒業の認定を行う。

2 学院長は卒業の認定をした者には卒業証書を授与する。

3 保育科卒業の認定を受けた者のうち第10条第1項による所定の単位を修得した者は、指定登録機関の登録を受け保育士の資格が取得できる。

4 保育科卒業の認定を受けた者のうち第10条第2項による所定の単位を修得した者は、幼稚園教諭2種免許状を取得することができる。

第4章 教職員組織及び教員会

(教職員組織)

第16条 本校に次の教職員をおく。

学院長 講師 学校医 事務職員

一 学院長は、校務を掌り所属教職員を統督する。

二 講師は、学生の教育を掌り校務を分掌する。

三 学校医は、教職員及び学生の健康診断及びその健康管理にあたる。

四 事務職員は、学院長の命を受けて事務を処理する。

五 本校に副学院長をおくことができる。副学院長は学院長を助けて校務を掌り学院長に事故あるときはその職務を代理する。

(教員会)

第17条 学院長及び講師をもって教員会を組織する。教員会は学院長が議長となり次の事項を協議する。

一 学生の教育補導に関すること。

二 学術の研究ならびに教育の向上に関すること。

三 教育上必要な施設・設備に関すること。

四 学習の評価、課程修了の認定に関すること。

五 学生の進退、賞罰に関すること。

六 その他必要と認めたこと。

第5章 入学、退学、休学

(入学の時期)

第18条 入学の時期は毎年4月とする。

(入学資格)

第19条 本校に入学を願い出ることのできる者は、学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者でなければならない。

(入学志願の手続)

第20条 入学を願い出る者は、本校所定の入学願書に次に記載する書類その他を添えて所定の期日までに提出しなければならない。

一 高等学校の卒業証明書、成績証明書及び健康診断書（保健所または医療機関が発行したもの）、またはそれに代わるもの。

二 入学選考料

(入学許可)

第21条 入学は、願い出た者につき学力、人物及び身体について選考のうえ許可する。ただし、転入学は認めない。

(入学手続)

第22条 入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続をしなければならない。

(退学)

第23条 退学しようとする者は、その理由を記して保証人連署のうえ学院長に願い出なければならない。

(休学)

第24条 病気その他の理由で1ヶ月以上修学することができない者は、病気の場合は医師の診断書、その他の場合はその理由を具して保証人連署のうえ、学院長に休学を願い出なければならない。

(復学)

第25条 休学の期間中に休学の理由がなくなった時は、学院長の許可を受けて復学することができる。

第6章 入学金、授業料その他の費用徴収

(入学金、授業料等)

第26条 入学選考料、入学金及び授業料等の金額は次のとおりとする。

学科名 費目年額	保 育 科
入学選考料	20,000 円
入 学 金	150,000 円
授 業 料	570,000 円
維 持 費	150,000 円
実 習 費	60,000 円

(入学金、授業料等の納付)

第27条 前条に規定する入学金及び授業料等は、それぞれ所定の期日までに納付しなければならない。

- 2 授業料は前期後期の2回に分納することを原則とするが、願い出により10回に分納できる。維持費、実習費は1年次、2年次にそれぞれ一括納入するものとする。
- 3 所定の期日までに入学金または授業料等を納めない者は、入学許可を取り消し、または除籍することがある。
- 4 いったん納入した入学選考料、入学金及び授業料等は返還しない。

(休学期間または退学時の授業料等)

第28条 休学期間が前期あるいは後期の全期間である場合は、その期の授業料等を徴収しない。

- 2 退学しようとする者については、退学しようとする日の属する期の授業料は納めなければならない。

第7章 賞 罰

(表彰)

第29条 学院長は、学業人物その他について優秀な学生を表彰することができる。

(懲戒)

第30条 学院長は、教育上必要があると認めるときは、学生に懲戒を加えることができる。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対してのみ、これを行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由がなく出席が常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生として本分に反した者

第8章 寄宿舍

第31条 寄宿舍に関する規則及び費用徴収等については、別に定める。

第9章 雑則

第32条 この学則の施行に関し必要な事項は学院長がこれを定める。

附則

附則

昭和42年4月1日改正実施

附則

この改正学則は、昭和58年5月1日から適用する。ただし、昭和57年度以前の入学者については、従前の学則による。

附則

この改正学則は、昭和59年4月1日から適用する。ただし、昭和58年度以前の入学者については、従前の学則による。

附則

この改正学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、昭和63年度以前の入学者については、従前の学則による。

附則

この改正学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、平成元年度以前の入学者については、従前の学則による。

附則

この改正学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、平成3年度以前の入学者については、従前の学則による。

附則

この改正学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、平成12年度以前の入学者には、従前の学則を適用する。

附則

この改正学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、平成13年度以前の入学者には、従前の学則を適用する。

附則

この改正学則は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成16年1月28日から施行する。

附則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成21年4月入学生から施行する。

附則

この学則は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学生から適用する。

附則

この学則は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学生から適用する。

附則

この学則は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。

附則

この学則は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学生から適用する。

附則

この学則は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学生から適用する。

附則

この学則は、平成30年6月12日から施行し、平成30年度入学生から適用する。

附則

この学則は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。

附則

この学則は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度入学生から適用する。